

基本取引契約約款

本約款は、ソールドアウト株式会社（以下「乙」という）に対して本約款第2条所定の取引対象業務の委託・利用をするお客様（以下「甲」という）が、本約款の内容を承諾の上、乙所定の「基本取引契約約款に関する同意書」（以下「本契約」という）を提出し、第3条3項記載の要件を満たすことにより、甲乙に適用される。

第1条（目的）

本約款は、甲及び乙が継続して行う取引についての基本事項を定めるものである。

第2条（取引対象業務）

本約款の対象業務（これらを組み合わせたものを含み、以下、総称して「取引対象業務」という）は、乙が甲に対して提供する甲のインターネット広告運用・マーケティング、PR活動に係る業務（乙と提携する第三者からの許諾により、乙が甲に提供する業務を含みます）、その他インターネットを活用した販促活動業務等及びこれらに付随する業務とする。

第3条（本約款の適用）

1. 本約款は、本契約の有効期間中に甲乙間で締結される取引対象業務に関する個別契約（以下、「個別契約」という）につき、共通に適用される。但し、本約款の定めと個別契約の定めが矛盾する場合、個別契約の定めが優先して適用される。

2. 甲が、甲社内における取引先管理等の目的のため、「取引先管理票」等の名称を付した書類（電子ファイルを含む。以下同じ）の提出を乙に対して求める場合、又は「お支払いの条件について」等の名称を付した書類を乙に対して交付する場合（いずれの場合においても、電子ファイル、書面の名称を問わない）であって、かかる書類に記載された条件と本約款の定めが矛盾する場合は、本約款の定めが優先的に適用される。

3. 甲が電子メール、ファックスその他乙指定の方法により、乙が事前に通知した乙の連絡先に本契約を不備なく送信した後、乙が、甲の当該意思表示に対する乙の承諾の意思表示を、乙が定める方法により甲が事前に通知した甲の連絡先（住所、メールアドレス又はファックス番号のいずれかを指す）に発信した時点で、その効力が発生するものとする。また、本契約に対する異議等何らの意思表示をなすことなく10営業日を経過した場合には、乙が本約款を承諾したものとみなす。

4. 甲は、乙が個々の取引対象業務を実施するにあたり、乙が甲に対して別途サービス利用条件等（名称の如何を問わない）を提示、若しくは乙が運営するウェブサイト（<http://www.sold-out.co.jp/docs/>、以下「乙サイト」という）上に公開する場合があること、及び当該サービス利用条件等が本約款の一部を構成することにつき異議なく承諾する。甲は、当該サービス利用条件等の内容を確認し、これに承諾したうえで、乙に対して個別契約の申込を為さなければならない。

第4条（個別契約の内容）

個別契約には、取引対象業務の具体的な名称、代金、実施期間、納期又はその他必要な条件を定める。

第5条（個別契約の成立）

1. 個別契約は、前条の内容を記載した乙所定の「申込書」（書面の名称を問わない）その他乙が指定する書面（電子メールを含む）を甲が乙に交付することにより甲が乙に対する申込みの意思表示を行い、乙が、甲の申込みの意思表示に対する乙の承諾の意思表示を、乙が定める方法により甲が事前に通知した甲の連絡先（住所、メールアドレス又はファックス番号のいずれかを指す）に発信した時点で、その効力が発生するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、甲が発注の意思表示をした後、乙が拒絶の意思表示をなすことなく5営業日を経過した場合、個別契約が成立したものとみなす。

3. 前項に基づき個別契約が成立した時点以降、甲は当該個別契約に関する申込みを撤回することができない。甲がやむをえない事情により個別契約を解約する場合、甲は、当該個別契約の解約により乙に生じた一切の費用（取引対象業務がサービスを運営する第三者（以下、「サービス提供元」という）又は再委託先（次条に定義す

る)により実施・提供される場合において、これらの者と乙との契約の解約に伴い、当該サービス提供元又は再委託先から違約金等の請求を受けたときは当該違約金等相当額を含む)を補填することを条件として、個別契約を解約することができる。なお、解約された場合であっても、乙は甲から既に受領した取引対象業務の対価の返還義務を負わない。

第6条 (再委託)

乙は、乙の責任において、第三者に取引対象業務を再委託することができる(以下、乙が取引対象業務を再委託した第三者を「再委託先」という)。

第7条 (納入等)

取引対象業務が成果物の納入を目的とするものである場合、乙は、個別契約に定める納期までに、成果物を納入する。取引対象業務が成果物の納入を目的とするものでない場合、乙は、個別契約に定める実施期間中、取引対象業務を実施する。

第8条 (検査及び瑕疵担保)

1. 取引対象業務が成果物の納入を目的とするものである場合、甲は、成果物が納入された日より5営業日以内に当該成果物の検査を行い、その結果を乙に対して書面(ファックス、電子メールを含む)にて通知する。かかる期間内に、甲が乙に対して当該検査の結果を通知しなかった場合、当該成果物は甲の検査に合格したものとみなす。なお、検査が完了した時点で、当該検査に合格した最終成果物以外に乙から甲に提出された制作途中の成果物があった場合、甲は、乙の指示に従い、制作途中の成果物の全てを速やかに乙に返却又は廃棄しなければならない。

2. 乙は、成果物につき、その検査完了日より満6ヶ月間に限り、瑕疵担保責任を負う。

第9条 (所有権及び危険負担)

1. 成果物の所有権は、取引対象業務にかかる対価の支払完了時に乙から甲に移転する。
2. 成果物の滅失、毀損その他の危険負担は、成果物の納入時に乙から甲に移転する。

第10条 (対価の支払)

1. 乙は、甲に対し、以下の各号に定める日が属する月の末日を締日として請求書を発行し、甲は、締日が属する月の翌月末日までに、請求金額に消費税及び地方消費税を加算した額を乙の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

(1) 取引対象業務が成果物の納入を目的とするものである場合(第4号に該当する場合を除く): 成果物の納入日

(2) 取引対象業務が成果物の納入を目的とするものでない場合(次号及び第4号に該当する場合を除く): 取引対象業務の実施期間満了日

(3) 取引対象業務が成果物の納入を目的とするものでない場合であって、取引対象業務の実施期間が1ヶ月を超える場合(次号に該当する場合を除く): 取引対象業務の実施期間が属する各月の末日。なお、甲乙間に別段の合意がある場合を除き、取引対象業務が月の途中に開始され又は終了した場合においても、取引対象業務の対価の日割計算は行なわない。

(4) 初期設定費用: 取引対象業務の実施期間開始日

2. 前項に関わらず、取引対象業務の性質上、又は乙の与信管理上乙が必要と判断し事前に甲乙合意した場合には、甲が払い込んだ前払金(以下「予納金」という)より、請求金額に消費税および地方消費税を加算した額を、乙が控除することをもって、甲より乙に支払われるものとする。

3. 前項の場合、乙は、当該請求金額等の支払を受領するまで、取引対象業務を提供する義務を負わないものとする。

4. 第2項の場合、甲による予納金の払込方法は、乙の予め認めたクレジットカードによる決済または銀行振込、その他乙が別途指定する方法に限られるものとする。なお、予納金の払込について、乙が請求金額その他の対価

の収納を委託した第三者の代金決済サービス等を甲が利用する場合には、甲は、当該第三者の定める所定の利用規約、ガイドライン等に同意するものとする。

5. 第2項の場合で、取引対象業務の実施期間が1ヶ月を超え、甲がクレジットカードによる自動引落しでの支払方法を行っている場合、甲が別途乙の定める手続により引落しの中止を選択しない限り、別途甲乙が取決めた1回あたりの引落とし金額が翌月に自動的に予納金として引き落とされるものとする。

6. 第2項に定める支払条件を変更する場合、別途乙が審査の上これを承諾し、両者間にて乙所定の書面を取り交わすものとする。

7. 第2項の場合、甲は、予納金の残高が無くなった時点で取引対象業務が停止されることを予め承諾し、これに関し、乙は何らの責任も負わないものとする。なお、予納金の残高が無くなった場合又は予納金の残額以上に請求金額等が発生した場合には、甲はその不足額を乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

8. 第2項に関し、乙は領収書を発行せず、金融機関で発行される指定口座への振込依頼書の記録またはクレジットカード会社から発行される利用明細をもって領収書の発行に代えるものとする。

第11条（遅延損害金）

甲は、前条に定める支払期日までに請求金額の支払いを履行しなかった場合、当該支払期日の翌日からかかる請求金額の完済日まで年14.6%の利率で年365日の日割計算により算出した金額を、遅延損害金として乙に支払わなければならない。

第12条（知的財産権の帰属）

1. 取引対象業務に関する乙の成果物（本条において、名称・提供にかかる媒体の如何を問わず、取引対象業務の実施に伴い乙が甲に提供した一切のものを含む）がある場合、当該成果物に基づく著作権その他一切の知的財産権（著作権法第27条及び第28条に定める権利、営業秘密、アイデア、コンセプト、ノウハウ等の権利及び特許等を受ける権利を含み、以下同様とする）は、乙又は乙にライセンスを許諾した第三者に帰属する。但し、別途個別契約で定めることにより、甲が知的財産権を譲り受けることを妨げない。

2. 前項但書に基づき、乙が甲に対して成果物の知的財産権を譲渡した場合においても、成果物中に、乙若しくは乙にライセンスを許諾した第三者が従前より有する権利、又は乙が取引対象業務と同種若しくは類似の業務を第三者より受託するときに共通して汎用的に利用される権利が含まれる場合、当該権利は、乙又は乙にライセンスを許諾した第三者に留保されるものとし、乙は、第三者より取引対象業務と同種又は類似の業務を受託した場合において、何ら制約を受けることなく、当該権利を利用することができる。

3. 甲は、乙及び乙にライセンスを許諾した第三者の承諾なく、乙又は乙にライセンスを許諾した第三者の商号、商標又はロゴマークを使用してはならないものとする。

4. 本約款に基づく秘密情報（次条に定義する）の開示は、その知的財産権の譲渡、実施許諾を意味するものではない。

第13条（秘密保持）

1. 甲及び乙は、本契約又は個別契約に基づき、相手方から秘密である旨を明示したうえで開示された相手方の技術、営業及び事業戦略等に関する情報（以下、「秘密情報」という。）を秘密として扱うものとし、相手方の事前の書面による承諾を得ることなくこれを第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号に定める情報は秘密情報に含まれない。

- (1) 開示を受けた時点で、既に公知であった情報。
- (2) 開示を受けた後、受領者の責めによらず公知となった情報。
- (3) 開示を受けた時点で、既に受領者が合法的に取得していた情報。
- (4) 秘密情報によらず受領者が独自に開発した情報。
- (5) 第三者より機密保持義務を課せられることなく合法的に提供された情報。

2. 受領者は、本契約に基づいて開示者から提供された秘密情報を、善良なる管理者の注意をもって取り扱うも

のとし、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、提供又は漏洩してはならず、本契約の履行のために必要な範囲を超えて使用し、又は複製してはならない。

3. 前項の定めにかかわらず、受領者は、本契約の履行のために秘密情報を知る必要がある、自己又は自己の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社をいう）の役員若しくは従業員又は弁護士、税理士若しくは自己の会計監査人に対して秘密情報を開示することができる。また、乙は、本契約を履行するために必要な範囲で、甲の秘密情報を再委託先又はサービス提供元に対して開示することができる。

4. 受領者は、開示者の書面による承諾を得、又は前項に基づき秘密情報を第三者に開示若しくは提供する場合、当該第三者に対して本契約における自己の義務と同等の義務を課し、かつ、これを遵守させるものとし、当該第三者の一切の行為につき、責任を負わなければならない。

5. 受領者は、法令の定めに従い、裁判所その他の公的機関より秘密情報の開示を要求された場合、かかる要求に対応するために合理的に必要な範囲において、秘密情報を開示することができる。この場合、甲及び乙は、かかる要求を受けたことを相手方に速やかに通知するものとし、かつ、秘密情報の機密性を維持するために必要となる措置を、可能な限り執るものとする。金融商品取引所の規則に基づき、秘密情報の公表又は開示を求められた場合も同様とする。

6. 受領者は、本契約が終了したとき、又は相手方が要求したときに、相手方の選択に従い、速やかに秘密情報（複製物を含む）を相手方に返還し又は破棄（電磁的記録媒体の場合は消去）する。但し、受領者は、取引対象業務の記録のため、又は法令若しくは自己の社内規則を遵守するために必要な場合、本約款が終了した後においても、秘密情報の複製物を一部のみ、保有することができる。この場合、受領者は、当該複製物を本約款にいう「秘密情報」として取扱うものとする。

7. 取引対象業務において、甲が保有する個人情報を取り扱う場合は、甲及び乙は、別途個人情報の取扱いに関する契約（名称の如何を問わない）を締結するものとする。

第14条（反社会的勢力の排除）

1. 本契約の当事者は、相手方又は本契約締結に関する相手方の代理人若しくは本契約締結を媒介した者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者及びこれらと密接な関係を有する者を意味する。以下同じ。）であることが判明したときには、催告を要せず相手方に書面で通知することにより直ちに本契約を将来に向かって解除することができる。

2. 本契約の当事者は、相手方が本契約に関連して締結した契約（以下「関連契約」という。）の当事者又は関連契約の締結に関する関連契約の当事者の代理人若しくは関連契約の締結を媒介した者が反社会的勢力等であることが判明した場合には、相手方に対し、当該関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3. 前項に基づいて必要な措置を講ずるよう求めたにもかかわらず、相手方が正当な理由なくこれを拒否した場合、本約款の当事者は催告を要せず直ちに本契約を将来に向かって解除することができる。

4. 前各項に定める場合を除き、本契約の当事者は、相手方の取締役、監査役、従業員その他の構成員、株主、取引先、若しくは顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力等であること、又は相手方が資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合において、その解消を求める通知を相手方が受領後これが解消されないときは、直ちに本契約を将来に向かって解除することができる。

5. 本条に基づき本契約を解除した当事者は、当該解除により相手方に生じた損害の賠償責任を負わないものとする。

第15条（紛争解決）

甲及び乙は、自己の責に帰すべき事由により、本契約の履行に関して第三者から法令違反、権利侵害等の理由に

基づく苦情又は請求を受けた場合、直ちにその事実を相手方に通知するとともに、自己の責任と費用をもってこれを解決する。

第16条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約及び本約款に違反することにより相手方に損害を与えたときは、相手方が現実に被った直接かつ通常の損害を賠償する責を負う。但し、損害賠償の額は、当該原因となった個別契約にかかる取引対象業務の対価を上限とする。

第17条（契約の解除）

甲又は乙が次の各号の一に該当する場合は、相手方は何等催告を要することなく、通知のみをなすことにより、本契約又は個別契約の全部又は一部を将来に向かって解除することができる。本条に基づき、本契約又は個別契約が解除された場合、甲及び乙は期限の利益を喪失し、相手方に対する債務を直ちに弁済しなければならない。

(1) 自己の重要な財産につき、差押・仮差押・仮処分若しくは競売を申し立てられ、又は租税滞納処分を受けたとき。

(2) 民事再生、会社更生、破産、特別清算又は特定調停等の法的整理手続の申立又は開始があったとき。

(3) 監督官庁から、営業停止、営業取消等の命令又は行政処分等を受けたとき。

(4) 解散（但し、合併による場合を除く）、清算又は営業停止の決議をしたとき。

(5) 自ら振出し又は引受けた手形又は小切手につき不渡り処分を受ける等、支払停止状態になったとき。

(6) 法令に違反する行為を行ったとき。

(7) 第14条に該当することが判明したとき。

(8) 相手方の事前の書面による同意なく、事業の全部（実質的に全部の場合を含む）または重要な一部を第三者に譲渡した時。

(9) 甲の責めに帰すべき事由により、本契約又は個別契約に定める債務の支払を一度でも怠ったとき。

(10) 信用調査会社等から提供を受けた財務会計、コンプライアンス、事業環境その他企業の信用に関わる情報により、本約款の継続が困難であることが合理的に判断されたとき。

(11) 前各号のいずれかに該当するおそれがあるとき。

(12) 本契約又は個別契約に違反し、相手方より催告を受けた日から30日以内に是正しないとき。

第18条（変更）

乙は、甲の指定する甲の連絡先（住所・メールアドレス・ファックス番号）宛へ通知し、又は乙サイト上に掲載することで、随時本約款を変更することができるものとする。変更後の内容は、乙が通知を発信した日又はウェブサイト上に掲載が開始された日から15日以内に甲が異議を述べず、個別契約の申込（取引対象業務の委託）をした場合、甲が当該変更内容に同意したものとみなす。かかる方法以外には、本約款は、甲乙が書面にて合意する場合を除き、変更されることはないものとする。

第19条（有効期間）

1. 本契約は、第3条第3項に定める本契約の発送日より1年間有効とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも本契約を更新しない旨の書面による意思表示が無い限り、本契約は同一条件をもって1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

2. 前項により本契約の有効期間が終了した時点において、未だ履行が完了していない個別契約が存在するときは、かかる個別契約の履行が完了するまで、本契約が有効に適用される。

3. 第10条2項に該当する場合において、本条第1項により本契約の有効期間が終了した場合、所定の手続に基づき、乙は申込者の指定する金融機関の口座への振込みにより当該予納金を申込者に返金するものとする。なお、振込手数料は、乙の負担とするが、第17条各号の一に該当し契約解除となった場合における予納金の返金については、甲の負担とする。

第20条（存続条項）

本契約の有効期間終了後も、第13条については3年間、第11条、第12条、第16条、第19条第2項、本条乃至第23条については期間を定めることなく、有効に存続するものとする。

第21条（譲渡等禁止）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位又は本契約により生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し、承継させ又は担保に供してはならない。ただし、相手方が第17条の各号の一にでも該当するときは、この限りではない。

第22条（管轄裁判所）

本約款、本契約又は個別契約に関連して生じた紛争については、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第23条（協議事項）

本約款に定めのない事項及び解釈上疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを解決する。

以上

平成24年6月20日制定

平成28年4月1日改定

平成28年11月1日改定

東京都千代田区神田駿河台三丁目4番地

ソウルドアウト株式会社

代表取締役社長 荻原 猛